

**令和5年度 首都圏主要駅における県産品販路拡大支援事業業務委託  
参加仕様書**

**1 委託業務の名称**

令和5年度 首都圏主要駅における県産品販路拡大支援事業業務委託

**2 委託業務の目的**

大消費地である首都圏の主要駅において三重県フェアを開催することで、首都圏および近隣在住の方への県産品のプロモーションを実施するとともに、本県への観光誘客を促進します。

**3 委託業務の概要**

(1) 委託期間

契約日から令和6年3月22日まで

(2) 委託業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

**4 契約上限額** 4,216,850 円（消費税及び地方消費税を含む）

**5 参加条件**

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

**6 企画提案コンペの実施方法**

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和5年度 首都圏主要駅における県産品販路拡大支援事業業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

(ア) 提出書類

① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

② 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

- ③ 委任状（企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合）
- ④ 共同事業体協定書兼委任状（企画提案コンペに関し、共同事業体を結成する場合）
- (イ) 提出期限 令和5年9月26日（火）12時00分まで
- (ウ) 提出先 三重県雇用経済部県産品振興課
- (エ) 提出方法 持参又は郵便
- (オ) 結果通知 令和5年10月6日（金）までに電子メールで通知する。

## (2) 企画提案書等の提出

### (ア) 提出書類及び部数

※①～④の書類のサイズは、原則、A4版（A3版による折込可）とします。

#### ①企画提案書：8部（原本1部、コピー7部）

企画提案書のサイズはA4版（A3版による折り込み可）とします。

なお、企画提案書については、以下のA～Bの事項について出来る限り具体的な提案内容を記載してください。

#### (A) 業務の実施体制

- ・業務実施体制（実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名）
- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制

#### (B) 提案書の概要

- ・提案内容のポイント
- ・会場、時期
- ・フェアの具体的な実施内容・工夫
- ・会場レイアウトや装飾のイメージ
- ・出店事業者へのフォロー体制
- ・類似実績
- ・業務実施スケジュール

#### ②見積書：8部（正本1部、コピー7部）

見積書には、積算根拠がわかる内訳書を添付してください。（個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるようにしてください。）

#### ③提案事業者の概要書：8部（正本1部、コピー7部）

組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、沿革等を簡潔に記載したもの（自社のパンフレットでも可。）を提出してください。

#### ④参考資料：8部（原本1部、コピー7部）

その他、企画提案に関する有効な資料や、過去3年間に類似業務を実施した実績がある場合は、その資料を添付してください。

- (イ) 提出期間 参加資格確認結果通知から令和5年10月13日（金）12時00分まで
- (ウ) 提出先 三重県雇用経済部県産品振興課
- (エ) 提出方法 持参又は郵便

## (3) 選定のための評価基準

企画提案書に記載された内容をもとに、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

### ①目的適合性

- ・仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

### ②企画性

- ・ 他社の提案とは違う優位性が認められるか。
- ・ 買い物客への訴求力が高く、購買促進が期待できる内容となっているか。

### ③専門性

- ・ 本業務を遂行する上で必要な知識やノウハウを有しているか。

### ④業務遂行能力

- ・ 実施の手法やスケジュール等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・ 三重県との連絡体制や法令順守の体制は十分か。
- ・ 業務遂行に必要な人材を配置し、期限内に履行できる体制を整えているか。

### ⑤経済合理性

- ・ 提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から、合理的であるか。
- ・ 見積額及び積算内訳、根拠は適当であるか。

## (4) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

## (5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

(ア) 実施日時 令和5年10月19日（木）午後（予定）

(イ) 実施場所 オンライン開催

## 7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 質問の受付期間 令和5年9月20日（水）15時00分まで
- (2) 質問の方法 ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (3) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、**令和5年9月22日（金）**までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

## 8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

## 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これ

らを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県雇用経済部県産品振興課において行う。

## 10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

### 11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

### 12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

### 14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

### 15 その他

(1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うもの

とする。

- (4) 委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則がある。

## 16 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班 担当：田上（たがみ）

Tel：059-224-2336 FAX：059-224-3024 E-mail：syokusan@pref.mie.lg.jp